

平成24年（ワ）第206号，同第543号

原告 吉田隆介 外189名

被告 東京電力株式会社

## 準備書面（26）

2014年6月27日

新潟地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 和田 光 弘

同 伊 東 良 徳

同 松 永 仁

同 水 内 基 成

同 大 田 陸 介

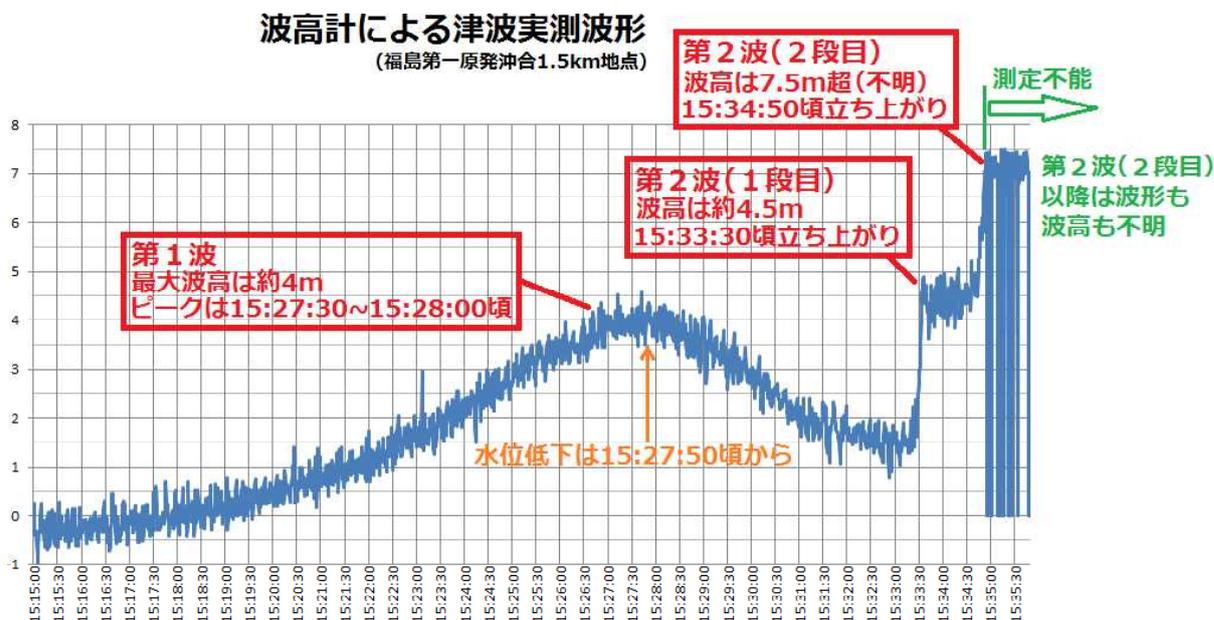
### 福島原発1号機の電源喪失原因について

第1 原告ら準備書面（1）と被告準備書面（4）の関係について

1 津波の敷地到達・遡上時刻について原告らの主張の異同

被告は，被告準備書面（4）の第2の2において津波の敷地到達時刻を論じ，

原告らの主張が誤りである旨主張しているが、この問題についての原被告の主張の相違は、津波の襲来を4号機南側から撮影した一連の写真のうち写真7～12（あるいは7～14）が、沖合1.5km地点に設置された波高計の実測波形の、被告の用語法でいう「第2波（1段目）」である（被告主張）か、「第2波（2段目）」である（原告ら主張）かの一点に集約される。写真7～12（7～14）が波高計実測波の「第2波（2段目）」であれば、それ以外のことがらについて全て被告の主張を前提としても、津波の1号機敷地への遡上は15時38分台かそれ以降となり、1号機の全交流電源喪失よりも後のこととなる（したがって1号機の全電源喪失は津波が原因ではあり得ない）。



原被告の主張の相違がこの1点のみと評価できることについては、最終的には2014年4月28日に行われた新潟県技術委員会の課題別ディスカッション「課題1 地震動による重要機器の影響」（第3回）において確認されたが、2014年1月14日の同ディスカッション（第1回）において、実質的な相違はこの1点であることを被告が認めている。

2. 津波の敷地到達（遡上）時刻はいつか。	①東京電力が本年10月7日に原子力規制委員会「事故分析検討会」に提出した文書から判断すると、東京電力は、当該文書中の写真7～12を、15時33分頃に波高計設置地点を通過した波高約5メートルの波を撮影したものであるとしているのに対し、「科学」9月号での「伊東見解」は、それらの写真を、15時35分頃に波高計設置地点を通過した波高7.5メートル以上の波を撮影したものであるとしている。東京電力見解と伊東見解の違いは、実質的にこの一点に尽きると思われるが、それでよいか。それとも他にも違いがあるのか。	全号機共通	実質的にこの1点だけと考えます。 なお、ご質問に記載されている「東京電力は、当該文書中の写真7～12を15時33分頃に波高計設置地点を通過した波高約5メートルの波を撮影したものであるとしている」はそのとおりですが、正確には、当社は写真13及び14に認められる4号炉南側の限定的な遡上について、「15時33分頃に波高計設置地点を通過した波高約5メートルの波」すなわち「第2波（1段目）」によるものと考えております。その根拠の一つは、写真14では、東波隆堤が認められることから、この時点で未だ高さ7.5mを超える「第2波（2段目）」は到達していないと判断できることからです。 (第二回)資料NO.2 38頁参照	1/14 議論 1/14 ① a追加 1/14 ① b追加
-----------------------	---	-------	---	-------------------------------------

新潟県技術委員会が整理した「課題別ディスカッションの課題と議論の整理」の課題1のII-2. -①において、新潟県技術委員会の委員からの「東京電力が本年10月7日に原子力規制委員会『事故分析検討会』に提出した文書から判断すると、東京電力は、当該文書中の写真7～12を、15時33分頃に波高計設置地点を通過した波高約5メートルの波を撮影したものであるとしているのに対し、『科学』9月号での「伊東見解」は、それらの写真を、15時35分頃に波高計設置地点を通過した波高7.5メートル以上の波を撮影したものであるとしている。東京電力見解と伊東見解の違いは、実質的にこの一点に尽きると思われるが、それでよいか。それとも他にも違いがあるのか。」という質問に対して、被告は「実質的にこの1点だけと考えます。」と回答している（その後の部分は、写真7～12だけでなく写真13と14も一連だと付け加えているだけでさしたる意味はない）。



津波の1号機敷地への遡上時刻の評価方法は、原告らも被告も、時刻がほぼ正確（ずれがあっても数秒程度）な波高計の実測データの時刻に基づき、カメラの内蔵時計が不正確である（波高計の時刻と明らかに齟齬している）ため写真ファイルに記録された撮影時刻を沖合1.5km地点から当該写真に写って

いる津波の位置までの津波進行所要時間を評価して修正するという方法を採用している。そしてこの沖合1.5km地点から福島第一原発敷地まで（4号機海側エリアに津波が着岸する写真11まで）の所要時間は、原告らが（少なくとも）約2分、被告が（長くても）約2分21秒と評価している（被告は沖合1.5km地点から写真8までの所要時間を85秒～106秒としており、後にカメラ内蔵時計の遅れ評価時点で中央値を取っているため、この時点で中央値の96秒を採用しているのと同じであり、写真8と写真11の撮影時刻差が45秒であるから、被告は沖合1.5km地点から写真11まででは141秒、つまり2分21秒と評価していることになる）。なお、被告が津波所要時間を「多めに」見積もっている要素を修正して沖合1.5km地点から写真11までの所要時間を評価すると約2分01秒となり、原告らと全く異なる。

沖合1.5km地点から4号機海側エリア着岸までの津波進行所要時間に差がない以上、津波が4号機海側エリアに着岸している写真11の撮影時刻は、そこに写っている津波が沖合1.5km地点を通過した時刻の約2分後ということになり、そこに写っている津波が波高計実測波のどの波かにより定まることになる。被告が主張するように写真7～12に写っている津波が波高計位置を15時33分30秒頃に通過する「第2波（1段目）」であれば、写真11の撮影時刻はその約2分後の15時35分30秒頃、原告らが主張するように波高計位置を15時35分頃に通過した「第2波（2段目）」であればその約2分後の15時37分頃となるのである。

そして津波が1号機敷地に遡上した時刻は4号機海側エリア着岸よりも遅れるが、どの程度遅れるか、1号機敷地への遡上はどの写真の頃かについては、被告準備書面（4）では写真17の頃と主張し、原告らは写真16（注:原告ら準備書面（1）では、陸側の写真をカウントせず、写真14と表記している）の30秒以上後と考え、若干の差異があったが、2014年4月28日に行われた新潟県技術委員会の課題別ディスカッション「課題1 地震動による重要

機器の影響」(第3回)において、被告の担当者が東京電力としても1号機の敷地への遡上が4号機敷地よりも遅れることは否定しておらず1号機敷地への津波遡上が写真16の30秒程度後という説明には違和感はないと述べており、この点についても原被告の主張の差がないことが確認された。写真16の撮影時刻は写真11の52秒後であり、その30秒後は、被告の主張に従えば15時36分50秒台、原告らの主張に従えば15時38分20秒台となる。



### 福島第一原子力発電所 1号機敷地までの道のりは平坦ではない

